

はじめに



本方針は、本区を取り巻く課題解決を目指し、都市公園法に基づく公募設置管理制度(Park-PFI)の基本的な導入の方向性や考え方を示す。

公園の魅力向上に向けた官民連携方針(案)

1. 目的

本区の公園における都市公園法に基づくPark-PFIの導入について、基本的考え方、導入条件、対象公園の選定、事業の進め方、導入にあたっての留意事項などを定め、本区に相応しい官民連携事業を推進し、公園の魅力を向上させることを目的とする。

目的

Park-PFIの導入にあたり次の事項を定める。

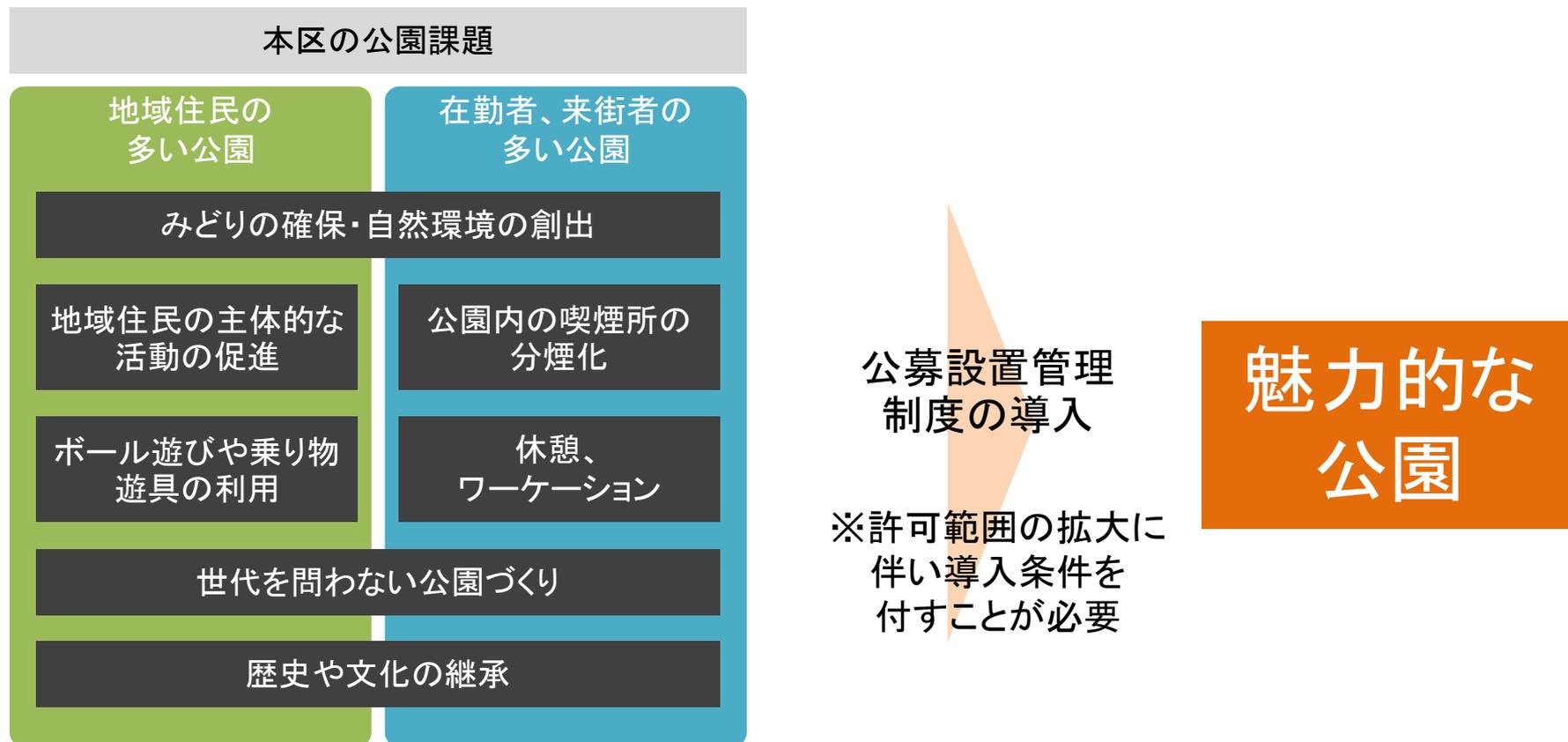
- 基本的考え方
- 事業の進め方
- 導入条件
- 導入にあたっての留意事項
- 対象公園の選定

本区に相応しい官民連携事業を推進し、公園の魅力を向上させる。

公園の魅力向上に向けた官民連携方針(案)

2. 基本的考え方

Park-PFIによって、民間事業者のノウハウを活用した公園施設(収益施設)の整備により、公園の魅力や質の向上、公園利用者の利便性の向上、地域の活性化、財政負担の軽減などが期待できる。



公園の魅力向上に向けた官民連携方針(案)

3. 導入条件

本区の公園において、Park-PFIを導入する場合は、安全性や利便性の向上及び財政負担の軽減が見込めるもので、かつ次に示す条件のいずれかを満たす公園施設を対象とする。

導入条件

本区の課題や公園ニーズ、魅力向上に合致するもの

- ① 区民及び地域が求める新たな公園機能
例：○○機能、○○機能の向上
- ② スポーツ・レクリエーションの促進、健康増進、防災機能の強化
例：○○施設、○○施設
- ③ 収益施設以外の公園の魅力や付加価値
例：修景的な公園施設が整備されることで公園の魅力が向上する施設
みどりの創出や普及啓発を付加価値として期待できる施設

公園の魅力向上に向けた官民連携方針(案)

4. 対象公園の選定

本指針の適用は、本区の全区立公園(今後整備予定の公園も含む)を対象とする。

本区の全区立公園(今後整備予定の公園も含む)



Park-PFIを導入する公園を選定

- 公園面積
- 公園利用者の状況
- 周辺地域の特性
- 改修履歴
- 土地の所有状況

公園の魅力向上に向けた官民連携方針(案)

5. 事業の進め方

Park-PFIに基づく事業は、次に示すスケジュールで実施するものとする。ただし、対象公園が新設公園の場合は、別途整備スケジュールを想定するものとする。なお、Park-PFI制度や本方針の周知は継続して行う。

1年目

民間事業者へのマーケットサウンディング、地元ヒアリング、対象公園の抽出

2年目

条例規則の制定、対象公園の確定、公募設置等指針の作成

3年目以降

公募手続き、事業者の選定、事業開始

公園の魅力向上に向けた官民連携方針(案)

6. その他導入にあたっての留意事項

Park-PFIに基づく具体的な公募設置等指針の策定において、対象公園の特性や地域特性を勘案した上で、次の事項を検討すること。

留意事項

Park-PFIの導入と併せて本区特有の付加価値等を付与

- ① 都市公園法に基づく協議会の設立を推進
- ② グリーンインフラの導入
- ③ 地域の商店街や小規模民間事業者が参画できるような公募対象公園施設の構成施設の設置

公園の魅力向上に向けた官民連携方針(案)

7. 今後のスケジュール

スケジュール	中央区緑化推進委員会
11月 第2回委員会	<ul style="list-style-type: none">• 制度の概要説明• 事例紹介
3月 (今回) 第3回委員会	<ul style="list-style-type: none">• 公園の魅力向上に向けた官民連携方針(案)の提示
5月 令和3年度 第1回委員会	<ul style="list-style-type: none">• 公園の魅力向上に向けた官民連携方針• 候補公園の提示• 今後の導入スケジュール